

労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示案

新旧対照条文

- 一 昭和四十七年労働省告示第九十一号（労働安全衛生法施行令第十八条第二十四号等の規定に基づく厚生労働大臣が指定する物）（抄） | 1
- 二 昭和六十三年労働省告示第七十六号（労働安全衛生規則第三十四条の三第二項の規定に基づく試験施設等が具備すべき基準）（抄） | 2
- 三 昭和六十三年労働省告示第七十七号（労働安全衛生法第五十七条の三第一項の規定に基づく厚生労働大臣の定める基準）（抄） | 3
- 四 化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百三十三号）（抄） | 4
- 五 労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める危険有害化学物質等（平成二十四年厚生労働省告示第百五十号）（抄） | 6

一 昭和四十七年労働省告示第九十一号（労働安全衛生法施行令第十八条第二十四号等の規定に基づく厚生労働大臣が指定する物）（抄）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	労働安全衛生法施行令別表第四第六号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する物 酸化鉛 水酸化鉛 （略）
現 行	（新設） 酸化鉛 水酸化鉛 （略）

改正案	現行
<p>労働安全衛生規則第三十四条の三第二項の規定に基づき試験施設等が具備すべき基準</p> <p>（適用）</p> <p>第一条 この告示は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）第五十七条の四第一項の規定による有害性の調査のうち、変異原性試験又はがん原性試験が行われる試験施設等について適用する。</p> <p>2 法第五十七条の四第一項の規定による有害性の調査のうち、変異原性試験又はがん原性試験以外の試験が行われる試験施設等が具備すべき基準については、厚生労働省労働基準局長の定めるところによる。</p> <p>（保管期間）</p> <p>第十六条 記録等の保管期間は、被験物質について法第五十七条の四第一項の規定による届出が行われた日から十年間とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（適用）</p> <p>第一条 この告示は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）第五十七条の三第一項の規定による有害性の調査のうち、変異原性試験又はがん原性試験が行われる試験施設等について適用する。</p> <p>2 法第五十七条の三第一項の規定による有害性の調査のうち、変異原性試験又はがん原性試験以外の試験が行われる試験施設等が具備すべき基準については、厚生労働省労働基準局長の定めるところによる。</p> <p>（保管期間）</p> <p>第十六条 記録等の保管期間は、被験物質について法第五十七条の三第一項の規定による届出が行われた日から十年間とする。</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>労働安全衛生法第五十七条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準</p> <p>（適用）</p> <p>第一条 この告示は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）次項において「法」という。）第五十七条の四第一項の規定による有害性の調査のうち、変異原性試験（微生物を用いるものに限る。以下同じ。）による調査について適用する。</p> <p>2 法第五十七条の四第一項の規定による有害性の調査のうち、変異原性試験以外の試験による調査の基準については、厚生労働省労働基準局長の定めるところによる。</p>	<p>（新設）</p> <p>（適用）</p> <p>第一条 この告示は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）次項において「法」という。）第五十七条の三第一項の規定による有害性の調査のうち、変異原性試験（微生物を用いるものに限る。以下同じ。）による調査について適用する。</p> <p>2 法第五十七条の三第一項の規定による有害性の調査のうち、変異原性試験以外の試験による調査の基準については、厚生労働省労働基準局長の定めるところによる。</p>

四 化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百三十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（譲渡提供者による表示）</p> <p>第二条 危険有害化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、当該容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供する場合にあつては、その容器。以下この条において同じ。）に、当該危険有害化学物質等に係る次に掲げるものを表示するものとする。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。</p> <p>一 次に掲げる事項</p> <p>イ 名称</p> <p>ロ 人体に及ぼす作用</p> <p>ハ〜ヘ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 前項の規定による表示は、同項の容器又は包装に、同項各号に掲げるもの（以下「表示事項等」という。）を印刷し、又は表示事項等を印刷した票箋を貼り付けて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事項等の全てを印刷した票箋を貼り付けることが困難なときは、当該表示事項等のうち同項第一号ロからへまで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票箋を当該容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。</p>	<p>（譲渡提供者による表示）</p> <p>第二条 危険有害化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、当該容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供する場合にあつては、その容器。以下この条において同じ。）に、当該危険有害化学物質等に係る次に掲げるものを表示するものとする。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りではない。</p> <p>一 次に掲げる事項</p> <p>イ 名称</p> <p>ロ 成分</p> <p>ハ 人体に及ぼす作用</p> <p>ニ〜ト (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 前項の規定による表示は、同項の容器又は包装に、同項各号に掲げるもの（以下「表示事項等」という。）を印刷し、又は表示事項等を印刷した票せんを貼り付けて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事項等の全てを印刷した票せんを貼り付けることが困難なときは、当該表示事項等のうち同項第一号ハからトまで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票せんを当該容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。</p>

3 5 (略)	(安全データシートの掲示等)	3 5 (略)	(安全データシートの掲示等)
第五条 (略)	2 事業者は、労働安全衛生法(第四項において「法」という。)第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項の調査を実施するに当たっては、安全データシートを活用するものとする。	第五条 (略)	2 事業者は、労働安全衛生法(以下第四項において「法」という。)第二十八条の二第一項の調査を実施するに当たっては、安全データシートを活用するものとする。
3・4 (略)		3・4 (略)	

五 労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める危険有害化学物質等（平成二十四年厚生労働省告示第百五十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項及び第二十四条の十五第一項の化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項及び第二十四条の十五第一項の化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものは、日本工業規格Z七二五三（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））の附属書A（A.4を除く。）の定めにより危険有害性クラス、危険有害性区分及びラベル要素が定められた物理化学的危険性又は健康有害性を有するものとする。</p>	<p>労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項の厚生労働大臣が定める危険有害化学物質等は、日本工業規格Z七二五三（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））の附属書A（A.4を除く。）の定めにより危険有害性クラス、危険有害性区分及びラベル要素が定められた物理化学的危険性又は健康有害性を有するものとする。</p>